

「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について

前回の審議会で委員の皆様からいただいた主な意見

平成 29 年度 第 1 回長野市環境審議会

日時：平成 29 年 7 月 6 日（木）

午前 10 時から正午まで

◎規制の範囲等について

- ・ポイ捨てというごみの削減が目的なら、携帯の灰皿を持っていて、持ち帰ることができれば、規制できないという結論になる。
条例の目的との関係で、規制の範囲というのは、ある程度の制約が出てくる考え方がある。
- ・たばこの吸い殻入れの設置に関して、民地と公の道路までのどこまでを指すか、扱いが難しい。
店の前か道路かの境での喫煙や、店内が禁煙である場合の店外での喫煙についてどうするのか。
お店に、「灰皿を設置しないでください」と話を併せて行うのか。
- ・規制を厳しくすると、どこまで注意できるのか判断が難しくなる。

◎モラルについて

- ・モラルの問題であるため、規制することにより隠れた場所で吸ったり、吸い殻が多くなる場所が生まれ、負の効果、負の場所ができないかの検討が重要である。
- ・ポイ捨てや歩きたばこの禁止は必要だが、これ以上厳しくする必要はない。大切なのはモラルや人格の問題であるため、吸う人の気持ちも考え、緩やかな改正をお願いしたい。
- ・何かを規制するとか何かひとつの方向に縛り付けるのではなく、各個人のモラルを向上させるための条例が根底にあるのが大事である。
- ・モラル意識が高く、きちんとしたマナーで喫煙している人もいる。
縛りが強くなるほど、どこかで抜け穴を探すのが人間の常である。
大事な条例だが、窮屈な社会にならないことを望む。

◎罰則及び過料について

- ・罰金又は過料の設定を盛り込んだ条例の改正は良いことであるが、罰金又は過料について、十分に検討をする必要がある。

◎全般について

- ・海外からのお客様を気持ちよく迎えるということは、世界基準もあると思うが、たばこの文化を否定はできないと思う。
- ・外国人観光客もこの3年間くらい増えている。現在の調査地点とそれ以外の通りの分析についても少し突き詰めて、それに応じた対策が必要である。
- ・受動喫煙防止法などが新たに制定された場合には、市のポイ捨て条例も国の法律と整合を図りながら改正していく必要がある。
- ・ポイ捨て禁止と路上喫煙禁止という部分がどのように改正されるのか、分かるように作成してほしい。

◎その他

- ・まちの景観を考えると、たばこのポイ捨てだけでなく、総合的な取り組みにも対応する必要がある。市の景観をさらにレベルアップするような総合的なビジョンが必要。
- ・清潔な生活環境の中で、地域の環境を保ち「捨てられにくい環境づくり」を進めることがポイ捨ての防止に繋がる。

⇒ 「環境」は、ごみだけでなく、さまざまな分野と結びついている。

第二次長野市環境基本計画後期計画も全庁が関わる中で計画を立てている。

今後、ごみ箱や灰皿の設置について、ただ無くすということだけでなく、利用者への配慮についても考慮しながら、実効性のある対応をしていきたい。